

令和2年度第8回(第210回)隱岐の島町教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年11月26日午前9時30分

2. 開催場所 隠岐の島町役場 3階 301会議室

3. 出席委員 教育長 野津 浩一
教育委員 野津 幸恵
教育委員 山下 豊範
教育委員 常角 敏
教育委員 谷田 一子

4. 欠席委員 なし

5. その他の出席者 総務学校教育課長 吉田 隆
社会教育課長 野津 千秋
中央公民館長 金坂 賢一
総務学校教育課長補佐 中村 恒一

6. 開会宣言 事務局職員が出席者及び資料の確認をした後、教育長は開会を宣言した。

7. 教育長報告要旨 教育長は前回の教育委員会の会議から本日までの主な事項を報告した。

-報告要旨-

- 11月10日、島根県町村教育長会議が松江市で開催され出席した。11町村のうち5名が新しい教育長であった。中国五県の町村教育長が毎年持ち回りでおこなっている研究大会が来年8月19、20日に邑南町で開催される予定である。
- 11月20日、北小学校で複式教育研究発表会が開催され、3、4年生の授業を見学した。小規模学校の良いところが出ており、感動する立派な授業であった。

8. 議事

【報告第1号】 令和2年度隱岐の島町一般会計補正予算(第7号)に関する意見について

- 報告第1号の「令和2年度隱岐の島町一般会計補正予算(第7号)に関する意見について」事務局職員の説明の後、審議を求めた。

-説明要旨-

(総務学校教育課長) 報告第1号について、前回の会議で説明していた8月7日の豪雨災害に連する損害賠償、災害復旧費について11月議会臨時会で議決いただいたものである。

-質疑応答-

- なし

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により報告第1号について原案のとおり承認された。

【議第1号】 令和2年度隱岐の島町一般会計補正予算(第8号)について

- 議第1号の「令和2年度隱岐の島町一般会計補正予算(第8号)について」、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

- 説明要旨 -

(総務学校教育課長、社会教育課長、中央公民館長) 12月議会定例会に提案する補正予算である。それぞれの補正予算について、説明を行った。

教育情報機器整備事業については、GIGAスクール構想に関連し、端末を児童生徒1人1台づつ整備していくものであり、新型コロナウィルスの流行により、国が前倒しで進めることとなったものである。全生徒の3分の2の台数を国が補助するもので、並行して計画を立てながら、残りの端末は町で負担し整備していく。

- 質疑応答 -

(山下教育委員) 有木小学校配管ピット床板修繕については、校舎のどちら側にあるものか。また、緊急時などに危険であるのではないか。

(総務学校教育課長) 校舎の校庭側である。危険のないようコンパネを敷くなど対策しているが完全な状態ではないので早急に対応したい。

(常角教育委員) GIGAスクール構想の整備をし、研修等も予定しているとのことだが、全面実施はいつからの見通しか。またWi-Fiルーターの数量等の根拠は。

高校魅力化事業の隠岐高校研修旅行費補助の残りは、旅行のキャンセル料か。

(谷田教育委員) GIGAスクール構想に関連して、隠岐の島町でも5Gが来年早い段階で整備され、学校によっては入らないところもあるが、西郷エリアはある程度カバーされるようである。正しい情報なのかを確認したいのが一点と、整備する予定のWi-Fiルーターの予算についても5Gの整備によって影響があるのではないか。

(総務学校教育課長) まず、今回の補正にあげた端末について、3月末までに揃えるのは難しく、繰越をして来年度になることが予想される。残りの端末については、令和3年度に予算化をして、整備していく。Wi-Fiルーターについては、家庭での通信環境等を調査した結果で数を計上している。5Gについては、教育委員会で把握しておらず総務課に確認し、分かればお知らせしたい。

研修旅行費補助の残りは、隠岐高校のキャンセル料ではなく、隠岐水産高校が研修旅行をまだ検討中であるため、その費用である。

(野津教育長) 5Gについては、町として整備するものでなく民間が整備していくもので、総務課に確認したい。

(山下教育委員) 有木小学校については、すでにタブレットで授業を行っているとのことだが、環境が整っているということか。

(総務学校教育課長) 通信環境は一部しか整備されていないが、その範囲で利用しているところである。有木小学校の端末の整備については、今回、購入するのかは今一度確認したい。

(山下教育委員) 西郷中学校の給食センター連絡通路自動水栓の修繕について、これは自動でないといけないものか。

(総務学校教育課長) 他の学校と違い、子どもたちが給食センターに給食を取りに行くことから特に

衛生管理が必要なところであると考えている。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第1号について原案のとおり議決した。

【議第2号】 隠岐の島町スポーツレクリエーション施設設置及び管理条例の廃止について

- 議第2号「隠岐の島町スポーツレクリエーション施設設置及び管理条例の廃止について」、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) スポーツレクリエーション施設は旧今津小学校校庭として整備したものをお教育委員会で管理していたものであるが、地域住民の利用もなく廃止したい。今後、普通財産として施設管理課で管理するものである。

- 質疑応答 -

- なし

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第2号について原案のとおり議決した。

【議第3号】 隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部改正について

【議第4号】 隠岐島文化会館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

【議第5号】 隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部改正について

【議第6号】 隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

【議第7号】 隠岐の島町武道館設置及び管理条例の一部改正について

【議第8号】 隠岐の島町武道館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

- 議第3号「隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部改正について」から議第8号「隠岐の島町武道館設置及び管理条例施行規則の一部改正について」まで事務局職員の説明の後、一括して審議を求めた。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 条例の主な改正内容としては、使用料の料金体系や時間設定が複雑で、長時間使うことで安くなく、使用しなくても部屋を仮に押さえるなど問題があったので、管理者、利用者ともに分かりやすくするために改正するものである。

武道館については使用料の還付の規定について改正を整理した。

規則は、申請書様式の改正が主な内容である。

- 質疑応答 -

(常角教育委員) 趣旨は分かったが、参考までに減免の対象はどうなっているのか。

(社会教育課長) 文化会館の場合は、公益上特に必要であると認めた場合は免除となっている。市総合体育館と武道館については、手元に資料がないので調べてお知らせしたい。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第3号から議第8号について原案のとおり議決した。

休憩(10:33～10:43)

(総務学校教育課長) 5Gの件については、総務課の担当者が不在であったため確認できていない。

また、学校教育係担当の方も5Gのことについては、把握できていらず今後調整することであった。有木小学校のタブレットについては、今はiPadが入っているがそれとは別に整備する予定である。

(社会教育課長) 施設の減免については、高等学校が学校教育を目的として使用する場合が2分の1の減免、小学校、中学校、幼稚園、保育所等が使用するときは全額免除で総合体育館及び武道館は、これに加えて児童生徒が教育委員会に登録したスポーツ団体として利用する場合に全額免除としている。

【議第9号】 隠岐の島町総合学習センター設置及び管理条例の一部改正について

【議第10号】 隠岐の島町総合学習センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

- 議第9号「隠岐の島町総合学習センター設置及び管理条例の一部改正について」及び議第10号「隠岐の島町総合学習センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について」、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 総合学習センター管理条例の中で管理していた今津体育館を町民体育館として管理するための改正であり、あわせて規則も改正する。

- 質疑応答 -

(常角教育委員) 総合学習センターは体育館だけであったのか。

(社会教育課長) 総合学習センターは教育委員会事務局が入っていた建物で今後は、文化財保存施設、支援センタースマイルのみとなる。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第9号及び議第10号について原案のとおり議決した。

【議第11号】 隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例の一部改正について

【議第12号】 隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

- 議第11号「隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例の一部改正について」及び議第12号「隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正について」、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 町民体育館設置及び管理条例に今津町民体育館を追加し、中条町民体育館を削除するものである。規則については、これにより申請様式を変更する。

- 質疑応答 -

(谷田教育委員) 中条町民体育館は取り壊しになるのか。

(社会教育課長) 施設管理課の管理となるが、どうなるのかはっきりとはまだ決まっていない。

(山下教育委員) 雨漏りとかも酷い状況にあるが地域住民は、どうなるか知りたいと思っている。

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第11号及び議第12号について原案のとおり議決した。

【議第13号】 隠岐の島町生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について

- 議第13号「隠岐の島町生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について」、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(中央公民館長) 生涯学習センター設置及び管理条例の改正についても料金体系を分かりやすくするものである。

- 質疑応答 -

なし

- 審議結果 -

審議の後、全員の挙手により議第 13 号について原案のとおり議決した。

【議第 14 号】 隠岐の島町指定有形文化財の指定について

議第 14 号「隠岐の島町指定有形文化財の指定について」、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 賀茂那備神社の代表者から有形文化財の指定申請書が提出された。先日、町文化財保護審議会を開催し諮詢した結果、答申があったので有形文化財として指定することについて提案するものである。

- 質疑応答 -

なし

- 審議結果 -

審議の後、全員の挙手により議第 14 号について原案のとおり議決した。

【議第 15 号】 隠岐島文化会館等(西郷武道館含む)に係る指定管理者の選定について

議第 15 号「隠岐島文化会館等(西郷武道館含む)に係る指定管理者の選定について」、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) 隠岐島文化会館と武道館をあわせて指定管理の募集を行ったところ、これまで管理していた1団体の応募であった。実績を踏まえて審査した結果、当該団体において適正な管理が見込めると判断し、指定管理者として選定したので審議を求める。

- 質疑応答 -

なし

- 審議結果 -

審議の後、全員の挙手により議第 15 号について原案のとおり議決した。

【議第 16 号】 隠岐の島町スポーツ推進委員の解囁について

議第 16 号「隠岐の島町スポーツ推進委員の解囁について」、事務局職員の説明の後、審議した。

- 説明要旨 -

(社会教育課長) スポーツ推進委員が1名お亡くなりになられた。規則で定数は25名以内となっており、解職により21名となるが任期中は委員の追加は考えていない。

- 質疑応答 -

なし

- 審議結果 -

- 審議の後、全員の挙手により議第 16 号について原案のとおり議決した。

9. そ の 他

【令和2年度第9回教育委員会の開催日時について】

- 令和2年度第9回、来月 12 月の教育委員会の会議については、事務局職員の提案に異議がなかったため、12月 23 日水曜日午前 9 時 30 分から隠岐の島町役場会議室で開催することとした。

【議事録の確認について】

- 令和2年度第7回教育委員会会議録について、委員全員により確認を行った。

10. 閉 会 宣 言 教育長は閉会を宣言した。

11. 閉 会 日 時 令和2年 11月 26 日 午前 11 時 04 分

12. 会議録作成者 総務係 中村恒一

署名日 令和 2 年 12 月 23 日

隠岐の島町教育委員会 教育長 野津 浩一